

〔第一問〕 —50 点—

問 1 贈与税は、相続税の補完税としての役割を有するといわれているが、そのことから設けられている相続税法上の規定を列挙して説明しなさい(ただし、相続時精算課税に関する部分については記載を要しない。)

問 2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

〔設例〕

- ① 被相続人甲は、平成 25 年 4 月に死亡した。
- ② 相続人は 3 名で、課税価格の合計額は 2 億円である。
- ③ 相続人乙は、被相続人甲から相続により取得した絵画(50 点、相続税評価額 1 億円)を、平成 25 年 10 月、美術館を設置運営する A 公益財団法人に贈与することとした。
 - (1) 上記設例において、相続人乙が、相続により取得した絵画を贈与したことにより受けられる相続税の非課税措置の概要と要件について説明しなさい。
 - (2) 上記(1)の非課税措置の適用を受けた相続人乙が、当該非課税措置について相続税の申告後に注意しなければならない点について説明しなさい。

4-2

相続税と暦年課税贈与税との関係

1. 基本問題

贈与税（暦年課税に限る。）は、相続税の補完税であるといわれているが、この関係が税法上どのような規定としてあらわされているか、その規定を列举して簡潔に説明しなさい。

※解答※

1 生前贈与加算（法19①、21の15②、21の16②）

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産（その年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。）に限る。以下同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

2 贈与税額控除（法19①、令4①、5の4③）

1の場合において、その贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、算出相続税額（相続税額の加算の規定を適用した後の金額）から次の算式で算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

《算式》

$$A \times \frac{C}{B}$$

A = その年分の贈与税額（在外財産に対する贈与税額の控除適用前の税額とし、附帯税に相当する税額及び相続時精算課税に係る贈与税額を除く。）

B = その年分の贈与税の課税価格（相続時精算課税に係る課税価格を除く。）に算入された財産の価額の合計額

C = 1の規定により相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額

3 特定贈与財産（法19②、令4②）

特定贈与財産とは、贈与税の配偶者控除に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与によりその被相続人の配偶者が取得した居住用不動産又は金銭で、次の区分に応じ、それぞれの部分をいう。

(1) その贈与が相続の開始の年の前年以前にされた場合で、その配偶者が贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けているとき

……贈与税の配偶者控除の規定により控除された金額に相当する部分

〔第一問〕 —50 点—

問 1 贈与税は、相続税の補完税としての役割を有するといわれているが、そのことから設けられている相続税法上の規定を列挙して説明しなさい(ただし、相続時精算課税に関する部分については記載を要しない。)

問 2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

〔設例〕

- ① 被相続人甲は、平成 25 年 4 月に死亡した。
- ② 相続人は 3 名で、課税価格の合計額は 2 億円である。
- ③ 相続人乙は、被相続人甲から相続により取得した絵画(50 点、相続税評価額 1 億円)を、平成 25 年 10 月、美術館を設置運営する A 公益財団法人に贈与することとした。
 - (1) 上記設例において、相続人乙が、相続により取得した絵画を贈与したことにより受けられる相続税の非課税措置の概要と要件について説明しなさい。
 - (2) 上記(1)の非課税措置の適用を受けた相続人乙が、当該非課税措置について相続税の申告後に注意しなければならない点について説明しなさい。

〔第一問〕－50点－

問1 相続税法に規定する連帯納付の義務等について説明しなさい。

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の各問に答えなさい。

〔設 例〕

平成23年8月13日に甲が死亡し、甲の相続人である子A、子B及び子Cは相続により財産を取得しており、子Aは相続財産の一部を平成24年3月5日に認定特定非営利活動法人X会に贈与し、適正に受け入れられていたことから、租税特別措置法第70条に規定する「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」の規定の適用を受けている。

なお、子A及び子Cは納付すべき相続税額が算出されておらず、子Bは納付すべき相続税額が算出されており、相続税の申告が必要な者については平成24年6月13日までに適正に相続税の申告を行っている。

その後、平成25年10月11日に認定特定非営利活動法人X会が一定の事由により認定特定非営利活動法人に該当しないこととなり、その結果、子A及び子Bの相続税額が算出され、子Cの相続税額に不足を生じた。

(注) 解答に当たって、重複する規定を解答する場合には、その旨を示したうえで省略してよい。

- (1) 租税特別措置法第70条に規定する「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」の規定について、その内容及び手続を説明しなさい。
- (2) 平成25年10月11日後の相続税の課税価格の計算に関し留意すべき事項について説明するとともに、子A、子B及び子Cが行う手続について各人ごとに説明しなさい。